

資料編

志摩市景観計画に規定の景観計画区域設定に関する根拠資料

1. 一般地区の区分

(1) 「山地・里山ゾーン」と「里海・熊野灘沿岸ゾーン」

一般地区のうち、「山地・里山ゾーン」と「里海・熊野灘沿岸ゾーン」の区分線の根拠は次のとおりです。

【考え方】

①概ね海岸に沿って通る国道や県道等の幹線道路を区域界とします。
※沿道ゾーンと重なる区間は道路端から15m、その他は道路中心線

②幹線道路がない場合や、海岸に最接近して海側に土地がない場合
⇒それよりも内側にある他の道路や河川・鉄道等を区域界とします。



③区域界となる道路や河川等がない場合や、道路等により集落が分断される場合
⇒伊勢志摩国立公園特別地域界、都市計画区域界、旧町界とします。



①②③の考え方にに基づき、設定した区分線は次のとおりです。

【区分線】

凡例

- 国道 道路縁から15m)
- 県道 中心線)
- 県道 パールロード(道路縁から15m)
- 県道 整備中 中心線)
- 市道ほか(中心線)
- 近鉄線
- 河川(中心線)
- 堤防
- 自然公園特別地域界
- 都市計画区域界
- 旧町界



(2) 沿道ゾーン

一般地区のうち、「沿道ゾーン」の区分線の根拠は次のとおりです。

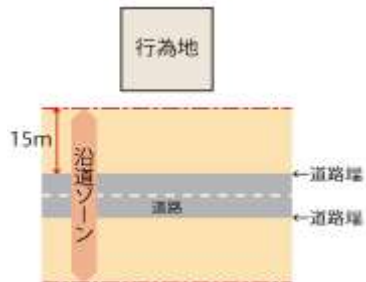
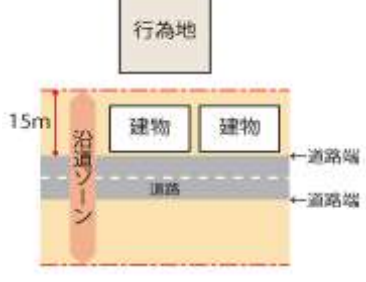
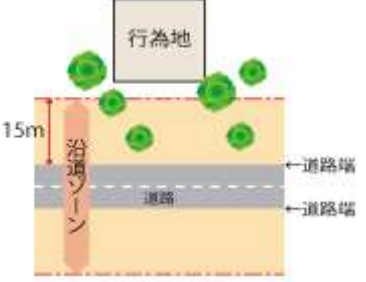
【考え方】

沿道ゾーンは、「道路沿いの敷地における行為」に関し、潤いのある沿道景観を誘導することを目的としています。

このため、良好な景観の形成に向け特に配慮を求める内容は、「歩行者への圧迫感の軽減」や「道路に潤いを与える敷地の緑化」です。

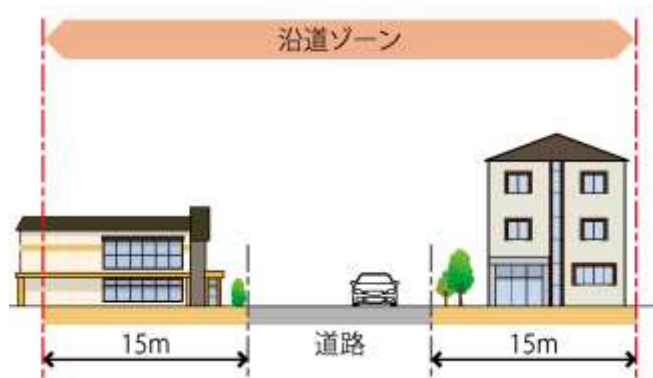
これらの景観形成基準に関して、次のケーススタディに基づき、道路沿いの概ね1宅地分の奥行きである「道路端から15m」を区分界とします。

表 沿道ゾーン設定に係るケーススタディ

配慮を求める内容		周辺の景観への影響の検討	
「歩行者への圧迫感の軽減」			○道路端から15m以上離れた行為地においては、周辺の状況に関わらず、圧迫感の軽減に配慮する必要性は低くなります。
「道路に潤いを与える敷地の緑化」	行為地が建築物の連担した場所にある場合		○道路端より15m以上離れば、前面にある他の宅地の建物により、道路から行為地を望見しにくい状況となることが想定されるため、敷地の緑化に配慮する必要性は低くなります。
	行為地の周辺が農地や山地の場合		○周辺に十分な緑地等が存在しているため、行為地の緑化に配慮する必要性は低くなります。

【区分線】

沿道ゾーンの範囲は、「道路端から15m」とします（行為地の一部が沿道ゾーンに含まれる場合、沿道ゾーンの基準が適用されます）。



(3) 市街地ゾーン

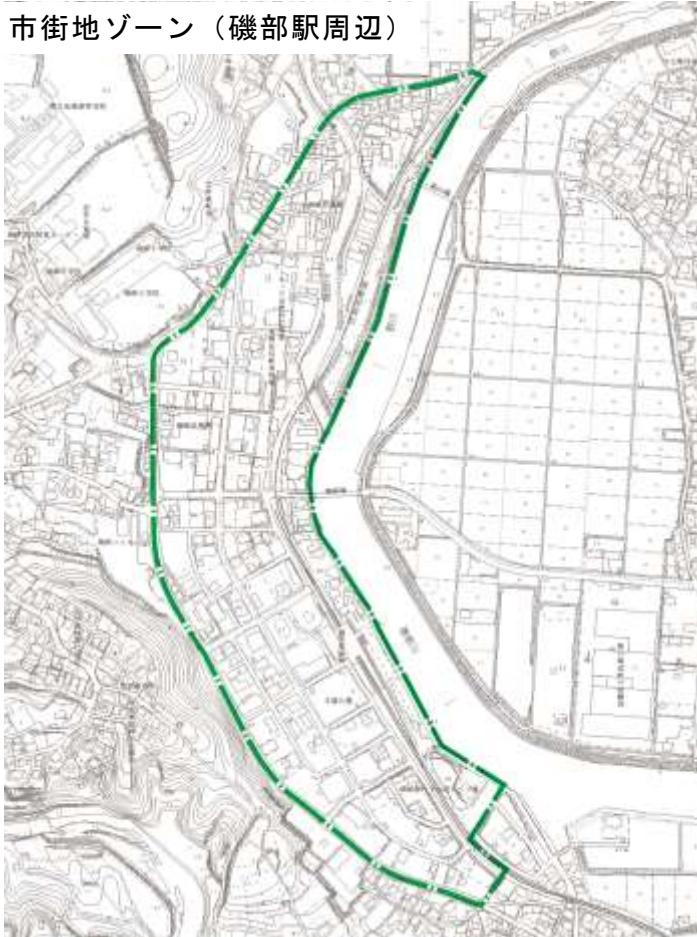
一般地区のうち、「市街地ゾーン」の区分線の根拠は次のとおりです。

【考え方】

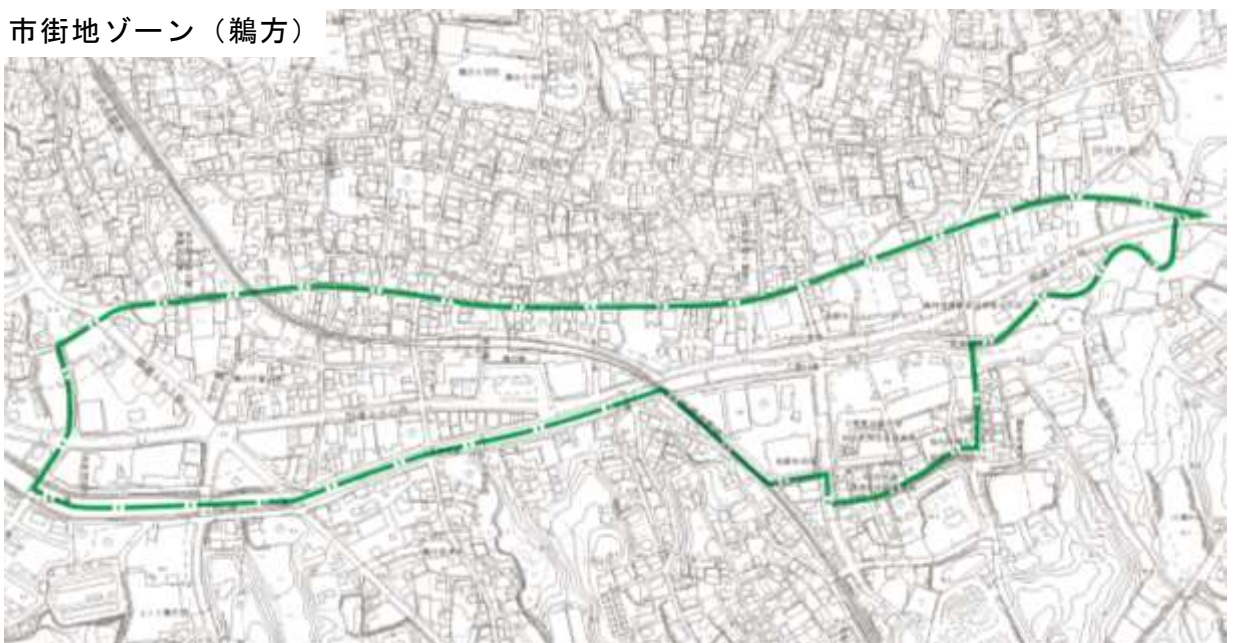
市街地ゾーンは、「駅周辺など市街地における景観のまとまり」に配慮し、現地踏査などを踏まえ、地形地物により区分界を設定します。

【区分線】

市街地ゾーン（磯部駅周辺）



市街地ゾーン（鵜方）



2. 眺望保全地区の区分

眺望保全地区のうち、「横山展望台眺望保全地区」「桐垣展望台眺望保全地区」の区分線の根拠は、次のとおりです。

【考え方】

眺望保全地区は、現地踏査結果などをふまえ、「三重県景観計画における眺望景観保全制度に関する研究－伊勢志摩地域をケーススタディとして－（平成23年3月/三重大学大学院工学研究科浅野研究室、三重県県土整備部景観まちづくり室）」において選定された、次の5箇所の「誇れる視点場」のうち、「横山展望台」を誇れる視点場とする「横山展望台眺望保全地区」、「桐垣展望台」を誇れる視点場とする「桐垣展望台眺望保全地区」を、本計画における眺望保全地区として位置づけます。

志摩市内の 誇れる視点場		
	おうむ岩展望台	横山展望台
		
登茂山園地(桐垣展望台)	灯台の見える祠	灯台の見える丘(産屋坂)

また、「おうむ岩展望台」を誇れる視点場とする「おうむ岩展望台眺望保全地区」は、必要に応じ検討していくこととし、当面、一般地区の景観形成基準により景観誘導することとします。

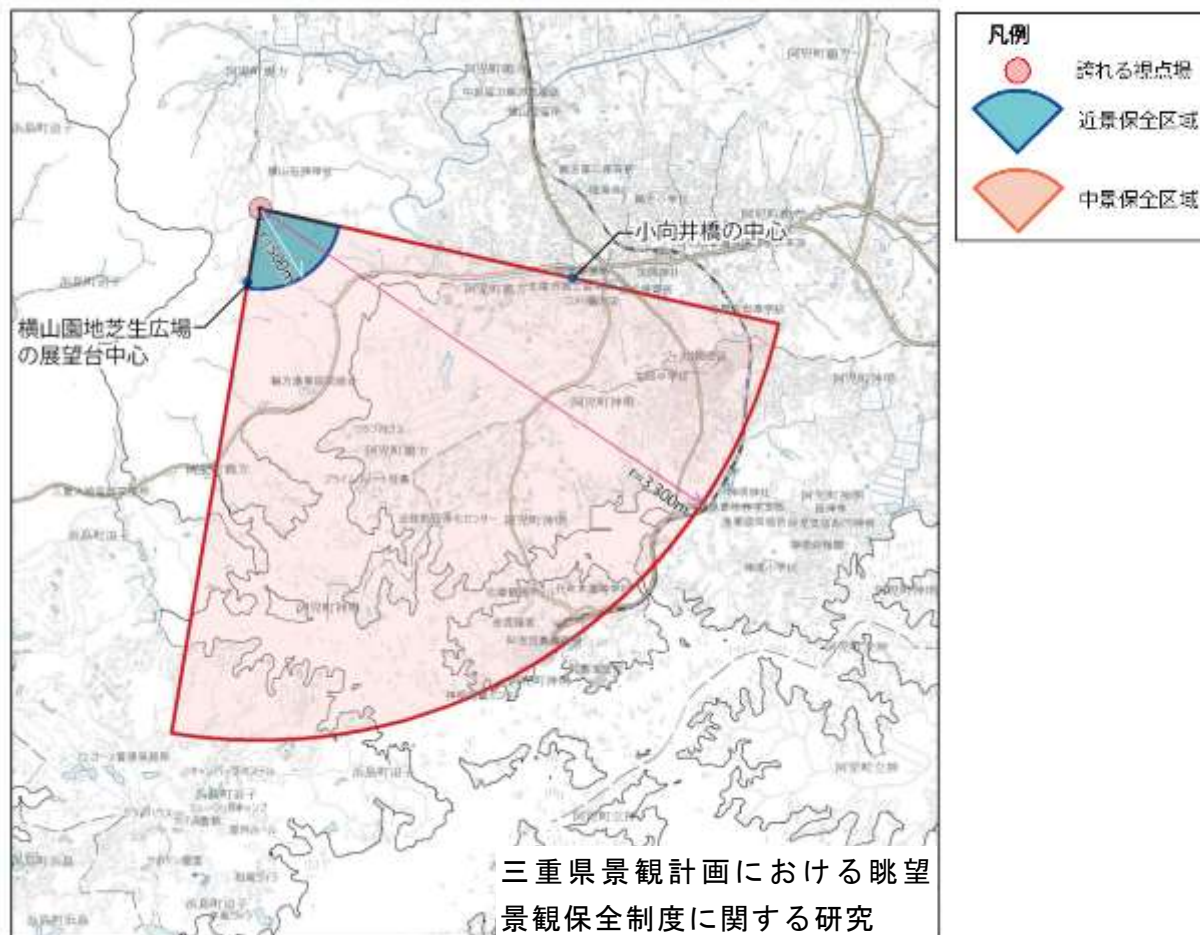
「灯台の見える祠」及び「灯台の見える丘」を誇れる視点場とする「大王埼灯台眺望保全地区」は、波切地区における重点地区指定とあわせて検討していくこととし、当面、一般地区の景観形成基準により景観誘導することとします。

【区分線】

「横山展望台眺望保全地区」、「桐垣展望台眺望保全地区」の範囲は、「三重県景観計画における眺望景観保全制度に関する研究」に基づくと、近景保全区域（視点場から半径500mの範囲）と中景保全区域（視点場から半径500m～3,300mの範囲）が定められていますが、同研究に基づく景観形成基準のそれぞれの内容を一体化することにより、本計画においては区域も一体化することとし、「視点場から半径3,300mの範囲」とします。

三重県景観計画における眺望景観保全制度に関する研究		志摩市景観計画
近景保全区域：視点場から半径500mの範囲	中景保全区域：視点場から半径500m～3,300mの範囲	眺望保全地区：視点場から半径3,300mの範囲
高さ、形態意匠、色彩、その他について景観形成基準を定める	高さ、色彩、その他について景観形成基準を定める	高さ、形態意匠、色彩、その他について景観形成基準を定める

図 横山展望台眺望保全地区



区域を一体化

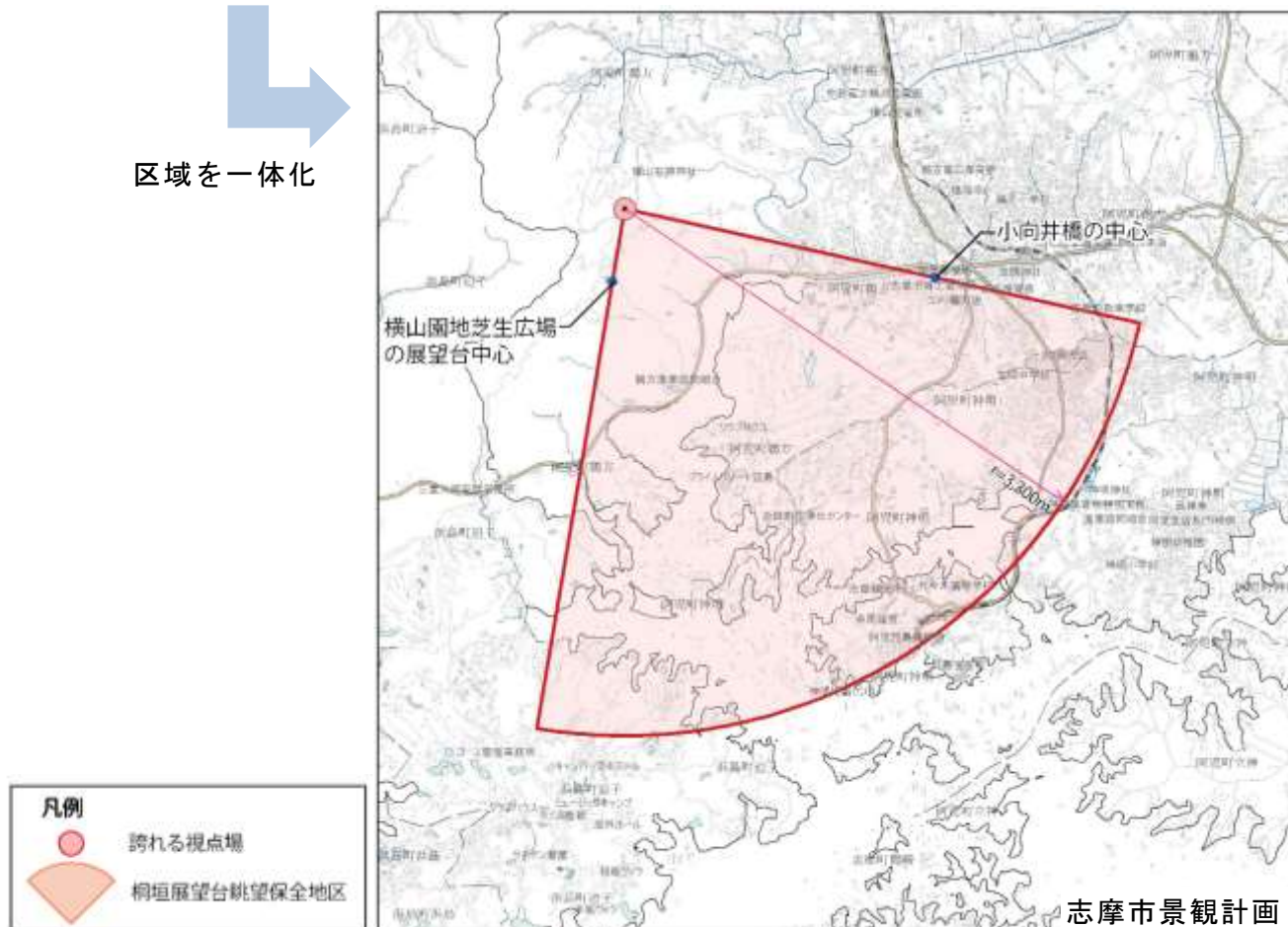
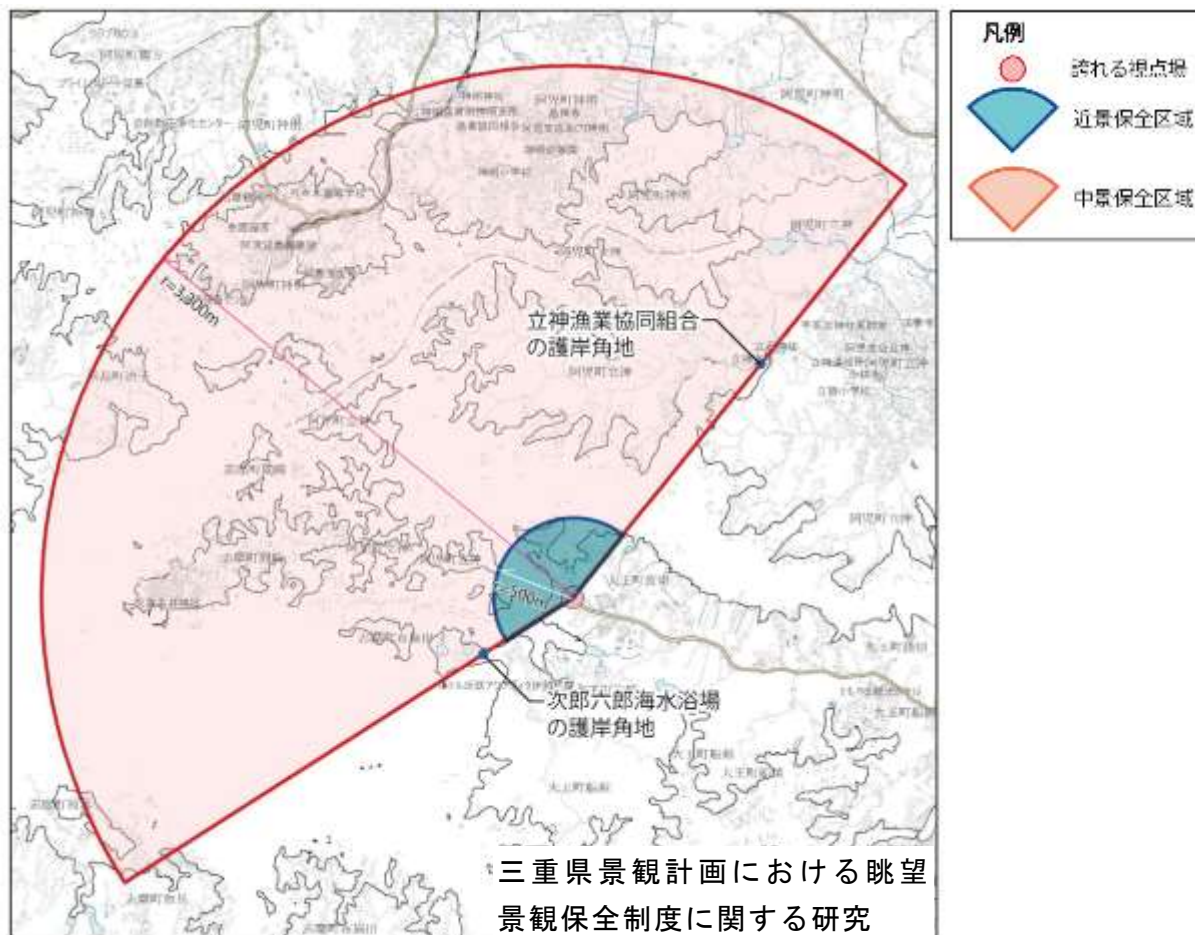
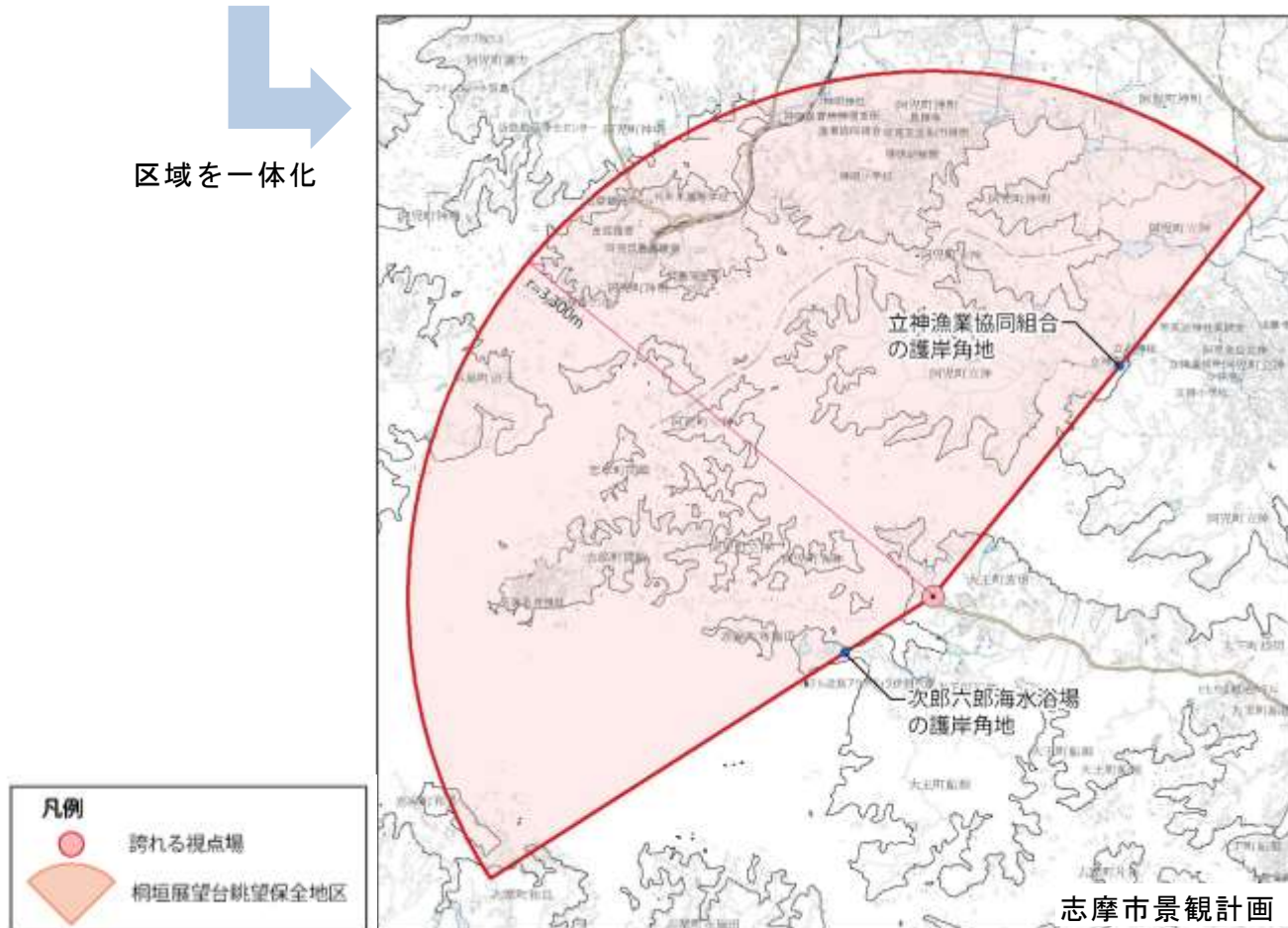


図 桐垣展望台眺望保全地区



区域を一体化



「三重県景観計画における眺望景観保全制度に関する研究」における「横山展望台眺望保全地区」、「桐垣展望台眺望保全地区」設定に係る記述を抜粋すると次のとおりです。

参考 三重県景観計画における眺望景観保全制度に関する研究(抜粋)

(1) 眺望景観とは

○ 視距離について

視距離とは、視点場から視対象としての景観までの距離により、景観の見え方がどのように変化するかを明らかにする指標である。視距離の指標化については、建築物の見え方による指標化と、樹木の見え方による指標化が成されている。

芦原義信は、基準となる対象を人間ではなく、建築とし、建築の距離による見え方の違いに着目して都市空間の大きさを分類している。また、自然環境アセスメント研究会では、距離によって建築物等の認知を規定する要因として、テクスチャ、色彩、形態等を用いており、それらの見え方の変化によって距離の指標化を行っている。

一方、景観の領域というのは窓近き群竹から遠くに見える山並にまで及び、日本の景観における卓越した景観要素は森林・樹木であるといえ、景観における距離を分類する基準となる対象として、樹木を設定し、樹木の距離による見え方の変化を基準として量的分類、すなわち距離の指標化をする。

近景	建築物等を根拠とする場合	建築物等の見え方により距離を規定した場合は、近景とは、建築表面の模様や形の複雑さ(テクスチャ・ディテール)を確認することができる距離である約500mまでを指す。
	樹木を根拠とする場合	一方、樹木の見え方により距離を規定した場合は、一本一本の樹木の葉、幹、あるいは枝ぶりなどの特徴が、視覚的に意味をもつ領域のことを指す。一本の樹木の全体を、視線を移動させることなく、明瞭な視覚で捉えることのできる距離、すなわち視覚1°の熟視覚で捉えることのできる距離を近景と中景を区分する定量的な目安とする。これは対象の大きさの約60倍の距離であり、広葉樹が主たる視覚目標のとき約360m、針葉樹のときは約180～240mとする。
中景		中景とは、一本一本の樹木のアウトライン、すなわち樹冠は見ることもできるが、近距離景でみられた一本一本のディテールは、もはや捉える事の出来ない領域のことを指す。一般に景観の主景となり、地形の重なり具合などによって作り出される三次元的な、最も景観的な形姿が展開される。中景と遠景を区分する定量的な目安を3°(※1)とすると広葉樹においては約6.6km針葉樹においては約3.3～4.4kmとなる。これは対象の大きさの約1100倍の距離である。 ※1:3° ここでいう3°という数値は樋口忠彦らの実際の観察において、肉眼で認識できる視覚の角度である。
遠景		遠景とは、大きな植生分布の変化、沢、谷などを見ることもできるけれども、一本一本の樹木のアウトラインは見ることもできない領域のことを指す。空気遠近法の影響でテクスチャーは単調になり、色の変化は明度差の変化になり、それも淡くなるため、空より淡い背景として中景を引き立たせる。そのため遠景は主として、景観における背景としての役割を務めることになる。

○ 景観の工学的把握方法の定義

前節における景観の工学的把握方法における定説の整理を踏まえ、本研究における景観の工学的把握方法を以下のように定義する。

視野	静視野	静視野におけるコーン説を根拠とし、注視点場(見ている中心点)を固定した場合の視野を 60° とする。
	両眼視野	両眼視野を根拠とし、注視点場(見ている中心点)を固定しない場合の視野を 120° とする。
視距離	近景	建築物表面の模様や形の複雑さ(テクスチャ・ディテール)が見える距離を根拠とし、視点場から500m未満を近景とする。
	中景	樹木1本1本のアウトラインが見える距離を根拠とし、視点場から500m以上3300m未満を中景とする。
	遠景	樹木1本1本のアウトラインが見えなくなる距離を根拠とし、視点場から3300m以上を遠景とする。

(2) 視対象・視点場の設定方法

○ 視対象・視点場の詳細設定 (STEP1)

i) 視対象の詳細設定

まず、視対象を、輪郭が明確である「ランドマーク型」眺望景観と、視野に広がりがある「パノラマ型」眺望景観に分類する。

(※「横山展望台眺望保全地区」、「桐垣展望台眺望保全地区」の視対象は、いずれも「パノラマ型」であるため、「パノラマ型」眺望景観における視対象の詳細設定イメージを以下に示す。)

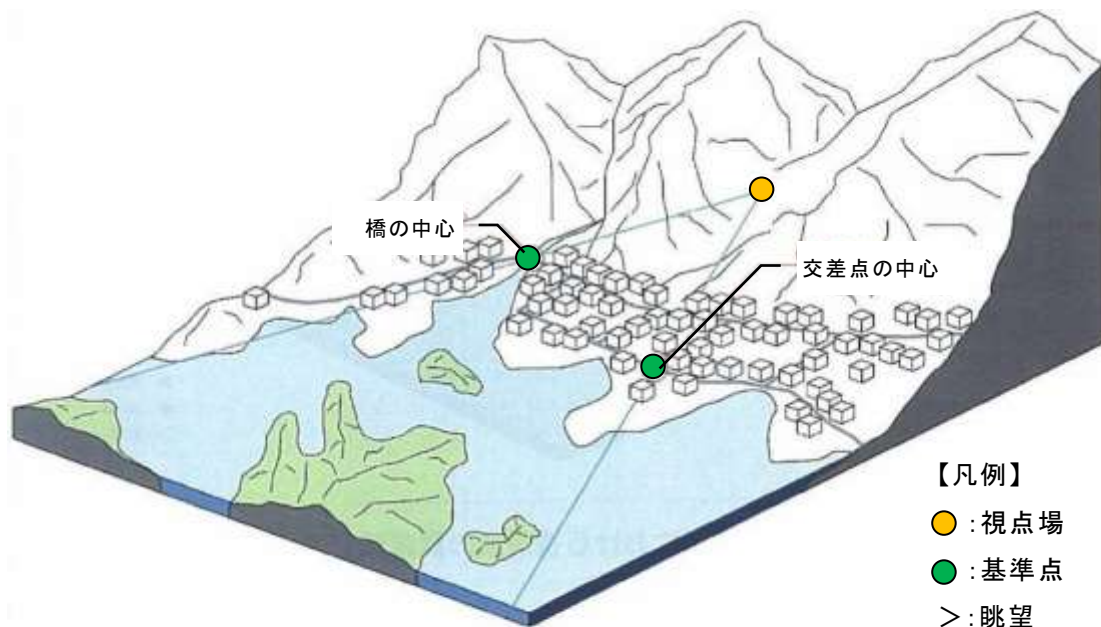


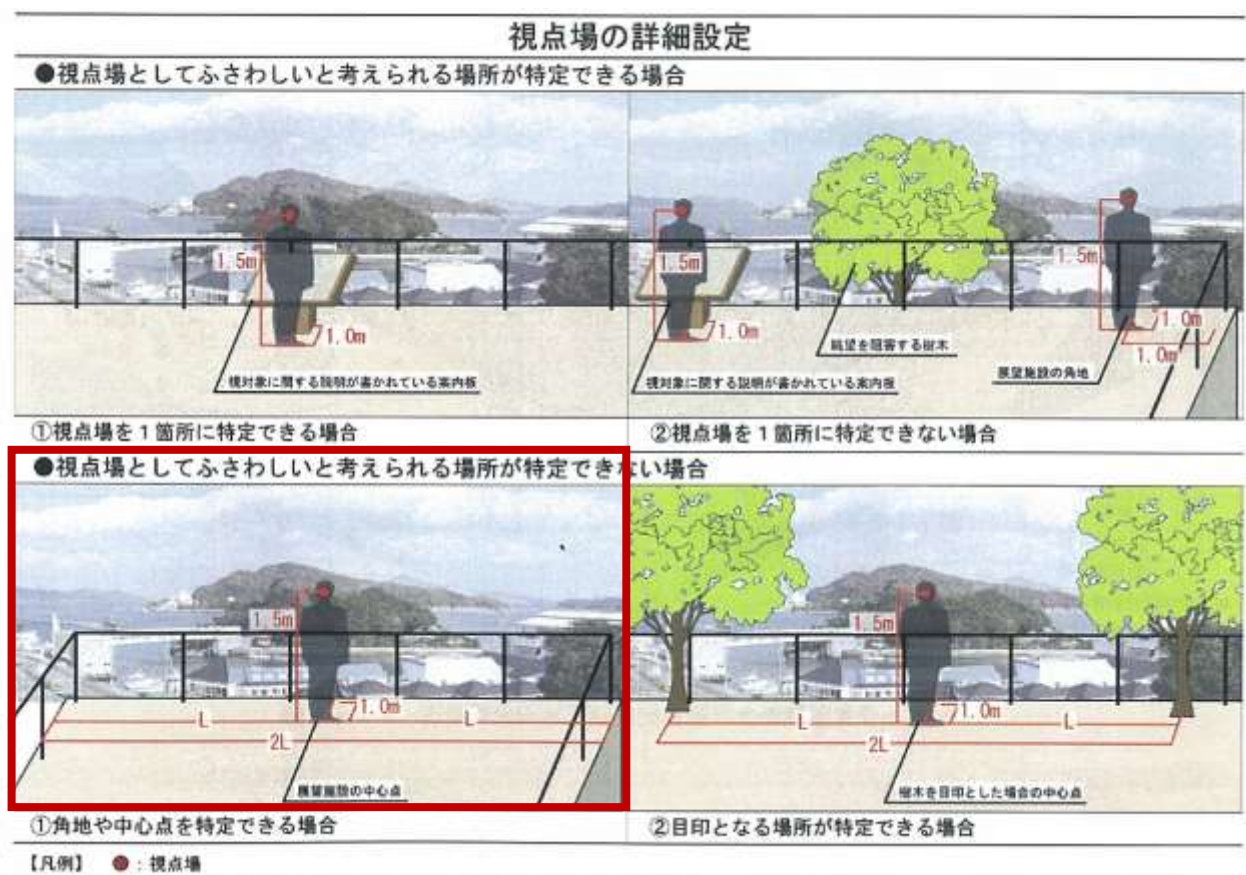
図 7-1-2-2 「パノラマ型」眺望景観における視対象の詳細設定のイメージ

ii) 視点場の詳細な位置の設定

視点場の詳細な位置(緯度、経度、標高)は、以下の項目を検討のうえ、視対象を最も良好に眺望できる場所とする。

①視点場としてふさわしいと考えられる場所が特定できる場合	視点場を1箇所に特定できる場合	視対象と関係が深い場所(視対象に関する説明が書かれている案内板等)が存在する場合、その正面から水平距離1.0m(もしくは0.5m)※1の位置(緯度、経度)における地盤面から垂直距離1.5mの高さ(標高)を視点場とする。
	視点場を1箇所に特定できない場合	視対象と関係が深い場所が存在するが眺望を阻害する要因(樹木等)があり視対象への眺望を確保できない場合、視点場をもう1箇所程度追加設定する。
②視点場としてふさわしいと考えられる場所が特定できない場合	角地や中心点を特定しやすい場合	角地や中心点を特定しやすい(展望施設や駐車場等)場合、視対象に向かって角地または中心点、視対象側の境界から水平距離1.0m(もしくは0.5m)の位置(緯度、経度)における地盤面から垂直距離1.5mの高さ(標高)を視点場とする。
	目印となる場所が存在する場合	目印となる場所(樹木等)が存在する場合、目印となる場所を2箇所選び、その中心点、視対象側の境界から水平距離1.0m(もしくは0.5m)の位置(緯度、経度)における地盤面から垂直距離1.5mの高さ(標高)を視点場とする。

※1眺望景観保全制度を運用しやすいよう、ラウンドナンバーである1.0mもしくは0.5mを用いる。



※表・図中 は今回採用した視点場設定のタイプ

○ 近景保全区域及び眺望景観保全基準の設定（STEP2）

視対象がパノラマである場合は以下の手順で、近景保全区域及び眺望景観保全基準を設定する。

①眺望景観区域を設定する

「STEP1視対象・視点場の詳細設定」で設定した視点場と基準点を通る線に挟まれた範囲内の半径500m以内を近景保全区域とする。ただし、視点場から500m付近において目視で形態を確認できる建築物等が存在する場合は、適宜、近景保全区域がその建築物等を含むよう若干の区域拡大を検討する。

②眺望景観保全基準を設定する

近景保全区域においては、視点場から視認される建築物等が、優れた眺望景観を阻害しないよう高さ、形態、色彩等についての基準を定める。

表 7-1-2-4 近景保全区域における眺望景観区域及び眺望景観保全基準

眺望景観区域の名称		眺望景観区域の設定		眺望景観保全基準の内容	
近景保全区域		視点場と基準点を通る線に挟まれた範囲内の半径500m以内		高さ	「後線又は、水際線を遮らない」等定性的高さ基準
				形態	勾配屋根であること 塔屋を設けないこと等
				色彩	三重県色彩ガイドラインにおける推奨色を用いること

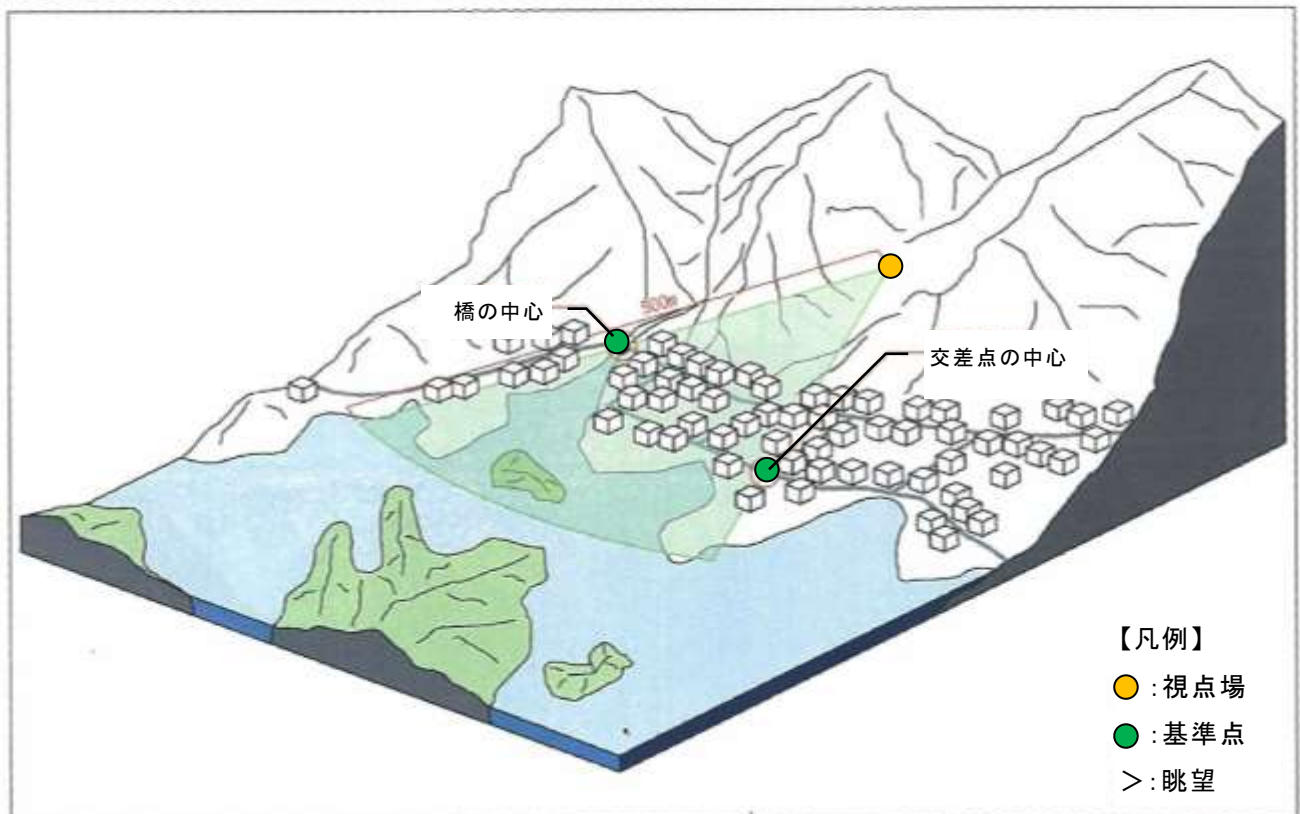


図 7-1-2-7 近景保全区域及び眺望景観保全基準設定のイメージ

○ 中景保全区域及び眺望景観保全基準の設定（STEP3）

続いて、以下の手順で中景保全区域及び眺望景観保全基準を設定する。

①眺望景観区域を設定する

視点場と基準点を通る線に挟まれた範囲内の半径500m～3300m以内を中景保全区域とする。（近景保全区域は除く）

②眺望景観保全基準を設定する

中景保全区域においては、視点場から視認される建築物等が、優れた眺望景観を阻害しないよう高さ、色彩等についての基準を定める。

表 7-1-2-5 中景保全区域における眺望景観区域及び眺望景観保全基準

眺望景観区域の名称	「パノラマ型」眺望景観保全制度		
	眺望景観区域の設定	眺望景観保全基準の内容	
近景保全区域	視点場と基準点を通る線に挟まれた範囲内の半径500m以内	高さ	「稜線又は、水際線を遮らない」等定性的高さ基準
		形態	勾配屋根であること 塔屋を設けないこと等
		色彩	三重県色彩ガイドラインにおける推奨色を用いること
中景保全区域	視点場と基準点を通る線に挟まれた範囲内の半径3300m以内（近景保全区域は除く）	高さ	「稜線又は、水際線を遮らない」等定性的高さ基準
		形態	
		色彩	三重県色彩ガイドラインにおける推奨色を用いること

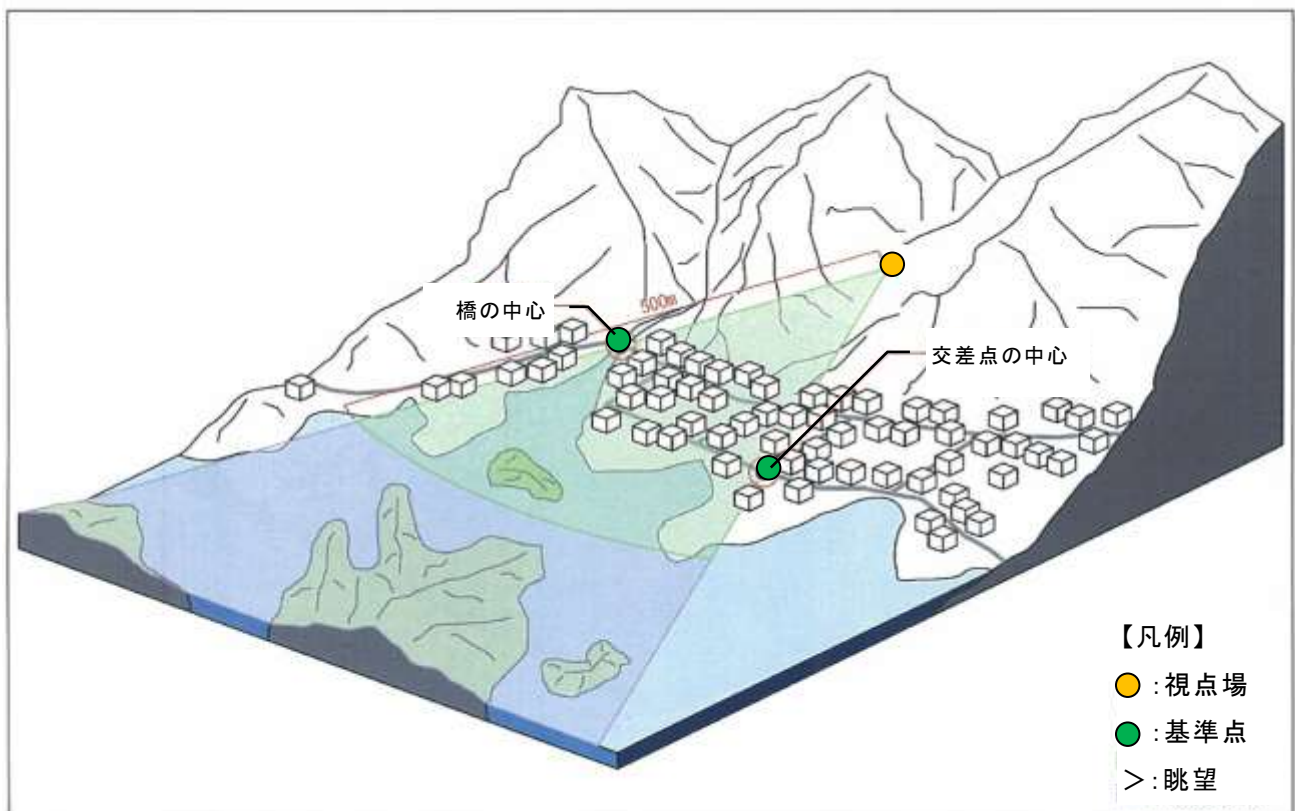


図 7-1-2-8 中景保全区域及び眺望景観保全基準設定のイメージ

STEP1～3に基づく「桐垣展望台眺望保全地区」の設定は次のとおり記述されています。

(4) 桐垣展望台眺望景観保全地区

「桐垣展望台」から「大台ヶ原、金比羅山、御座、黒森、兎山島、高島、浜島、国見山、間崎島、高見山、天童島、横山、賢島、英虞湾、リアス海岸等」の自然的景観と「真珠養殖場」の社会・経済的景観が一体となった景観を一望できる良好な眺望景観を保持するため、「桐垣展望台眺望景観保全地区」を指定する。

1) 視対象・視点場の詳細設定 (STEP 1)

① 視対象の詳細設定

「大台ヶ原、金比羅山、御座、黒森、兎山島、高島、浜島、国見山、間崎島、高見山、天童島、横山、賢島、英虞湾、リアス海岸等」の自然的景観と「真珠養殖場」の社会・経済的景観が一体となった「パノラマ型」眺望景観である。



写真 7-2-2-9 「桐垣展望台」からの眺望景観

視点場から眺望できる範囲を含むよう民間の開発の可能性が無い公共用地である「次郎六朗海水浴場の護岸角地」及び「立神漁業協同組合前の護岸角地」に基準点を指定する。

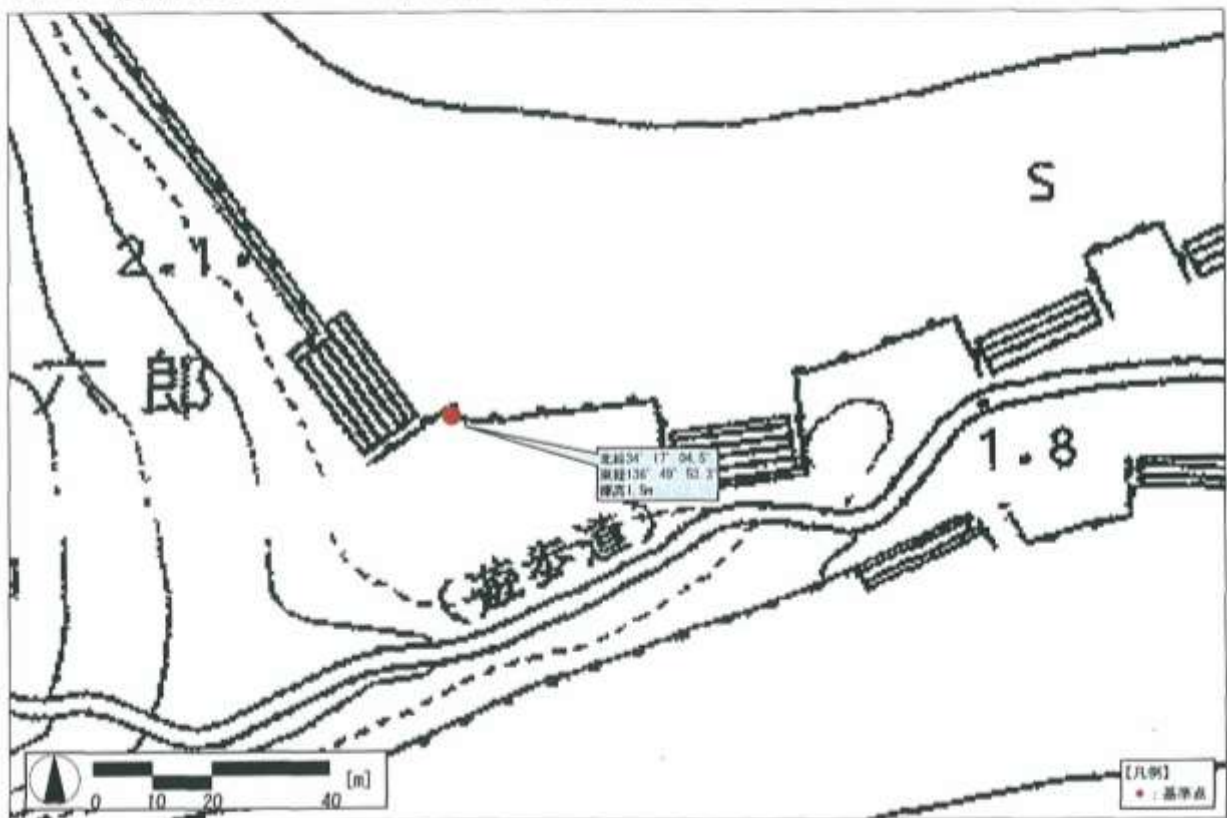


図 7-2-2-26 「桐垣展望台眺望景観保全地区」における基準点（次郎六朗海水浴場の護岸角地）の位置
(都市計画基本図(白地図) 1/2500 を基に作成)



図 7-2-2-27 「桐垣展望台眺望景観保全地区」における
基準点（次郎六郎海水浴場の護岸角地）の位置

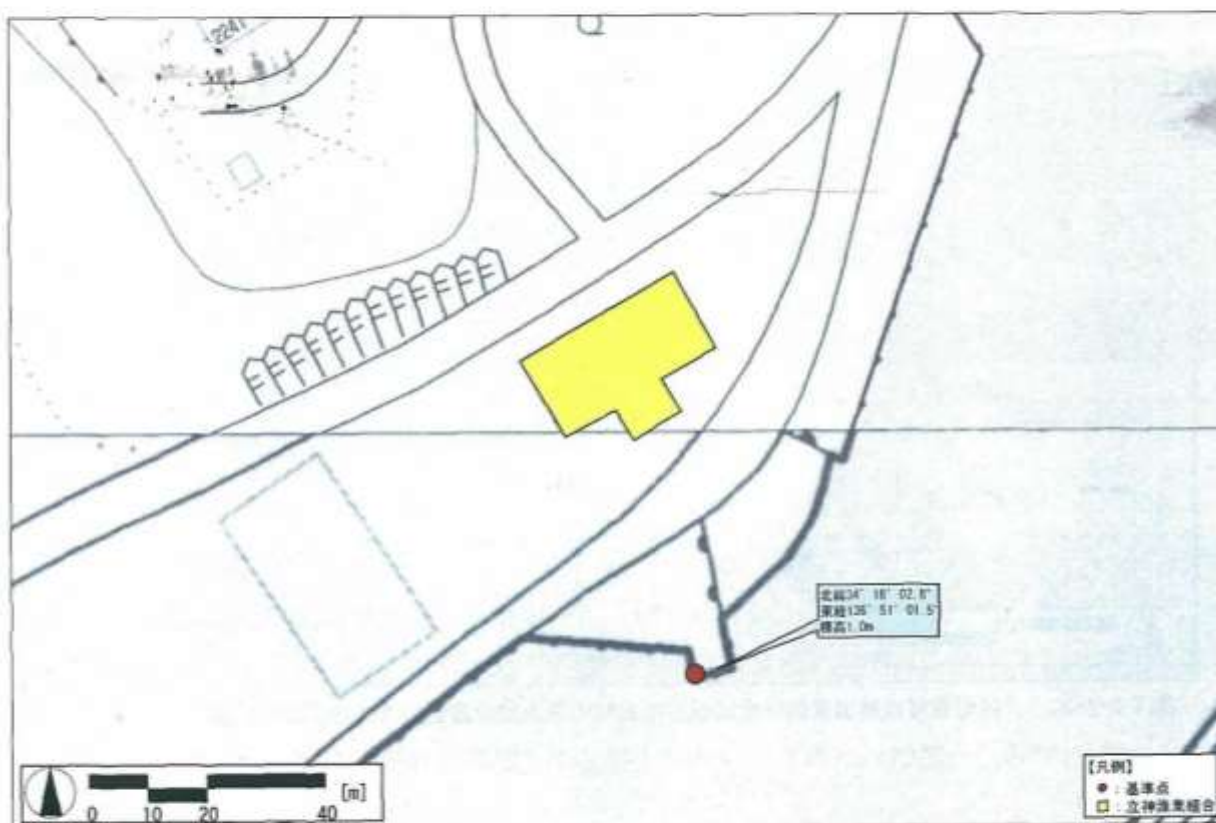


図 7-2-2-28 「桐垣展望台眺望景観保全地区」における基準点（立神漁業協同組合前の護岸角地）の位置
（都市計画基本図（白地図）1/2500 を基に作成）



図 7-2-2-29 「桐垣展望台眺望景観保全地区」における
基準点（立神漁業協同組合前の護岸角地）の位置



写真 7-2-2-10 立神漁業協同組合

②視点場の詳細設定

視点場候補地周辺には、案内板や石碑、駐車場が存在する。案内板には桐垣展望台からの眺望景観について説明が書かれており、眺望方向に向かって設置されていることから視点場としてふさわしい場であると考えられるが、案内板正面よりも高い位置にある駐車場からの方が視対象に向かって視界が良好に広がっているといえる。このことから、視点場の位置は、視対象に向かって駐車場両端の中心、視対象側の駐車場境界から水平距離 1.0m、地盤面高さ 1.5m の位置

(北緯 34 度 17 分 15.7 秒、東経 136 度 50 分 15.1 秒、標高 27.5m) とする。

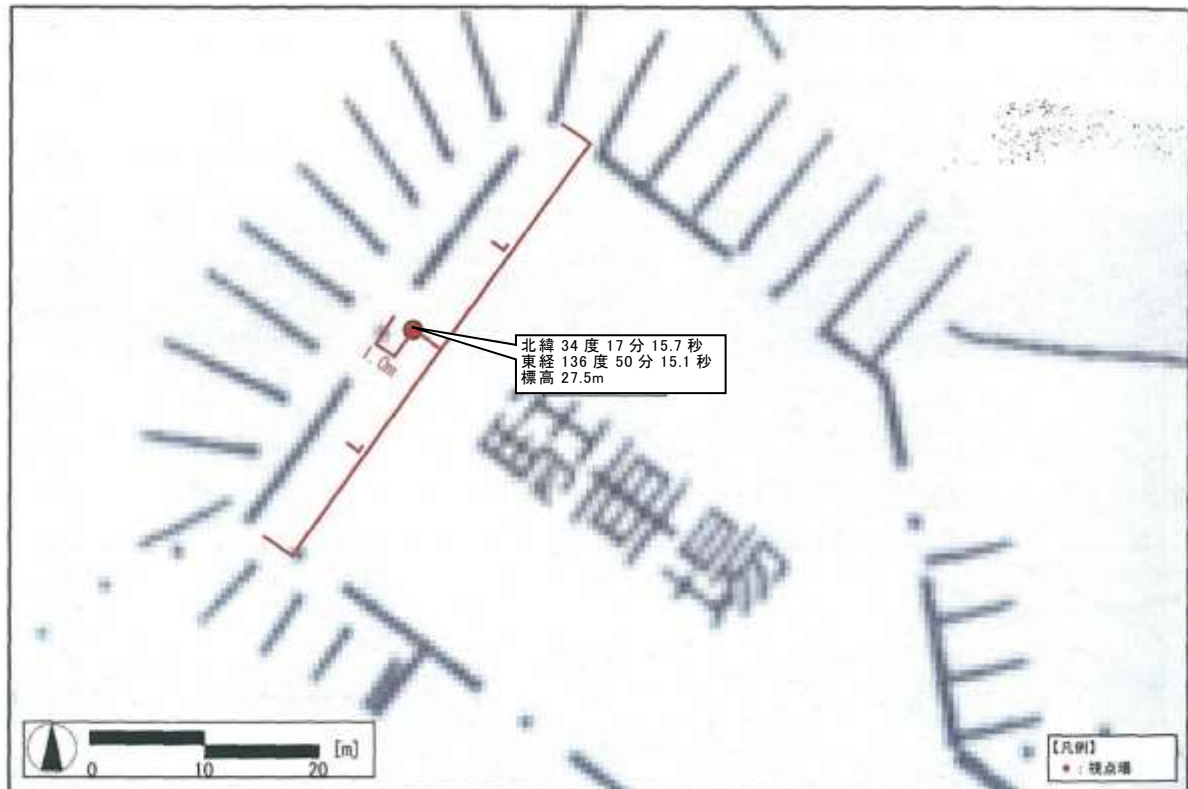
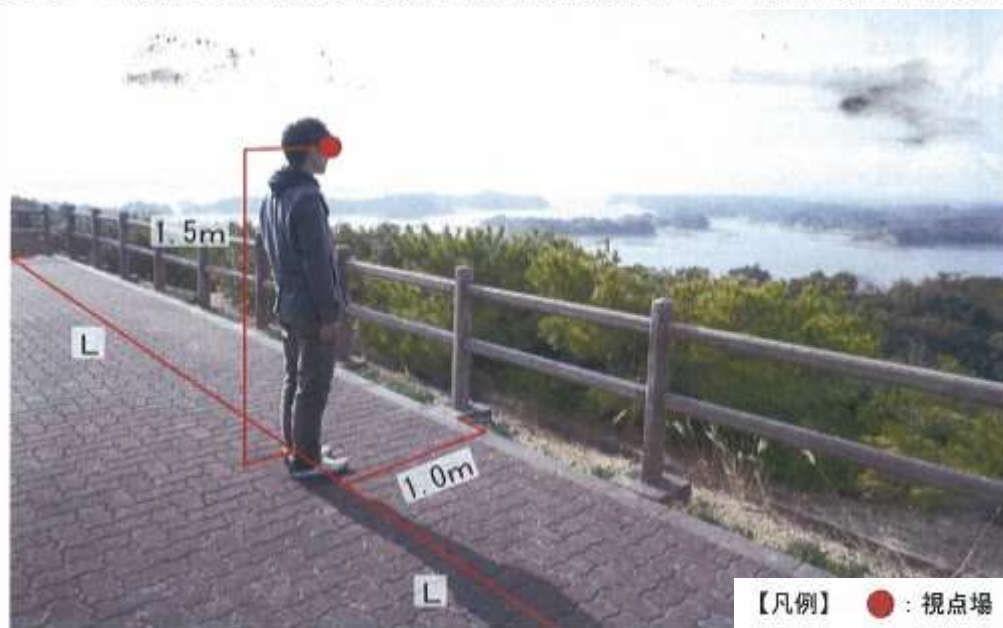


図 7-2-2-30 「桐垣展望台眺望景観保全区域」における視点場の位置 (ゼンリン住宅地図 1/1500 を基に作成)



視点場 (桐垣展望台) の位置

図 7-2-2-31 「桐垣展望台眺望景観保全区域」における視点場の位置

ii) 近景保全区域及び眺望景観保全基準の設定 (STEP 2)

「STEP1 視対象・視点場の詳細設定」で設定した視点場と基準点を通る線に挟まれた範囲で、視点場から半径 500m 以内の範囲を近景保全区域とする。

近景保全区域においては、優れた眺望景観を阻害しないよう高さ、形態、色彩等についての基準を定める。

iii) 中景保全区域及び眺望景観保全基準の設定

視点場と基準点を通る線に挟まれた範囲で、視点場から半径 500m～3300m の範囲を中景保全区域とする。

中景保全区域においては、優れた眺望景観を阻害しないよう高さ、色彩等についての基準を定める。

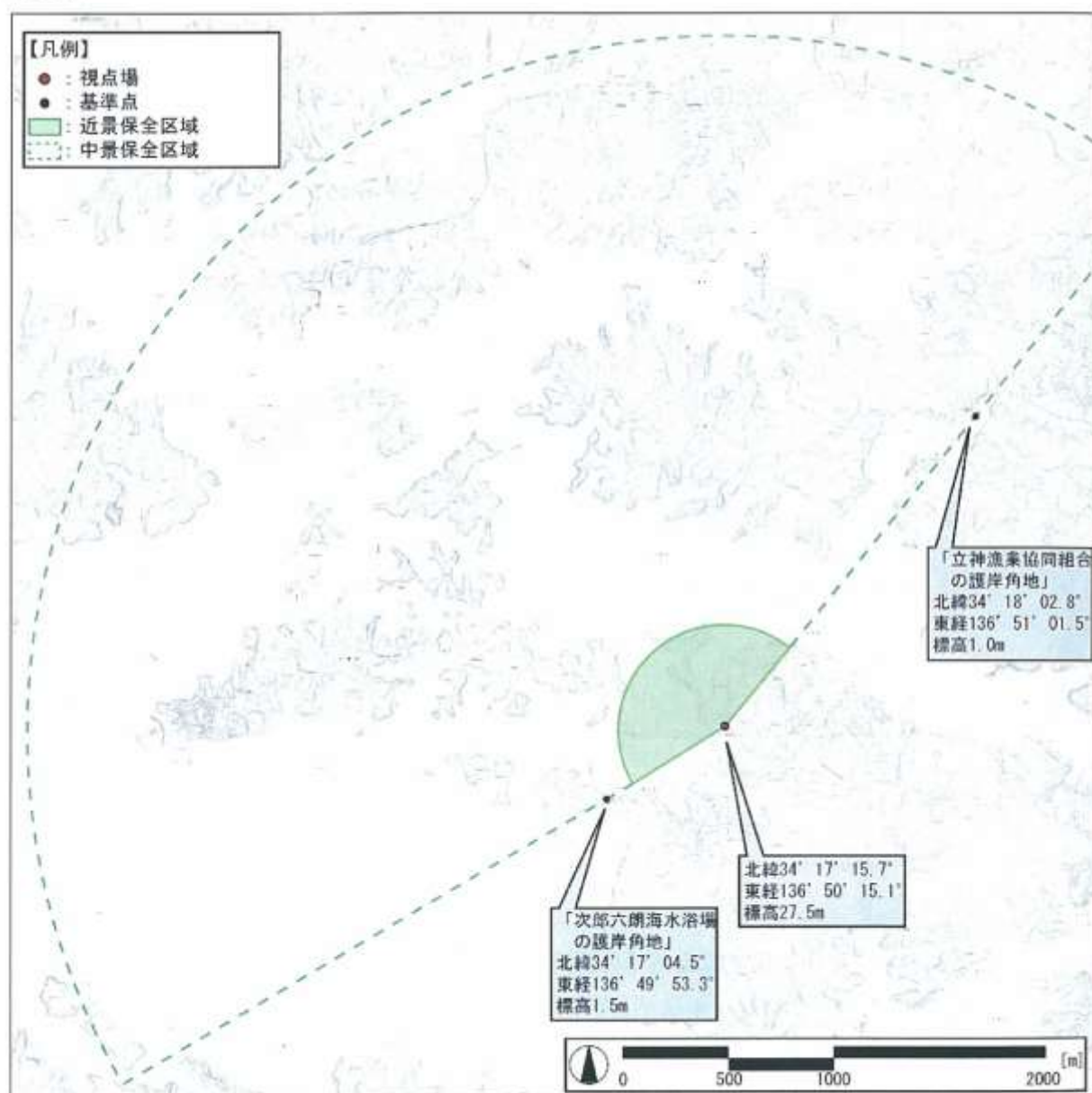


図 7-2-2-32 「桐垣展望台眺望景観区域」における眺望景観区域

(都市計画基本図(白地図) 1/2500 を基に作成)

STEP1～3に基づく「桐垣展望台眺望保全地区」の設定は次のとおり記述されています。

(5) 横山展望台眺望景観保全地区

「横山展望台」から「滑島、賢島、リアス海岸等」の自然的景観が一望できる良好な眺望景観を保全するため、「横山展望台眺望景観保全地区」を指定する。

i) 視対象・視点場の詳細決定

① 視対象の詳細決定

「滑島、賢島、リアス海岸等」の自然的景観が一望できる「パノラマ型」眺望景観である。



写真 7-2-2-11 「横山展望台」からの眺望景観

視点場から眺望できる範囲を含むよう民間の開発の可能性が無い公共用地である「小向井橋の中心」及び「横山園地芝生広場にある展望台の中心」に基準点を指定する。



図 7-2-2-34 「横山展望台眺望景観保全地区」における基準点（小向井橋の中心）の位置

（都市計画基本図（白地図）1/2500 を基に作成）



図 7-2-2-35 「横山展望台眺望景観保全地区」における
基準点（小向井橋の中心）の位置



写真 7-2-2-12 小向井橋



図 7-2-2-36 「横山展望台眺望景観保全地区」における基準点（横山園地芝生広場にある展望台の中心）の位置
（都市計画基本図（白地図）1/2500 を基に作成）



図 7-2-2-37 「横山展望台眺望景観保全地区」における
基準点（横山園地芝生広場にある展望台の中心）の位置



写真 7-2-2-13 横山園地芝生広場にある展望台

②視点場の詳細設定

視点場候補地周辺には、案内板と展望施設、樹木が存在する。展望施設は視対象を見渡すよう設置されており、また中心点を特定しやすいため、視点場の位置は、視対象に向かって展望施設の中心、視対象側の手すりから水平距離 1.0m、地盤面高さ 1.5m の位置（北緯 34 '19' 54.6°、東経 136 '47' 56.4°、標高 145.0m）とする。

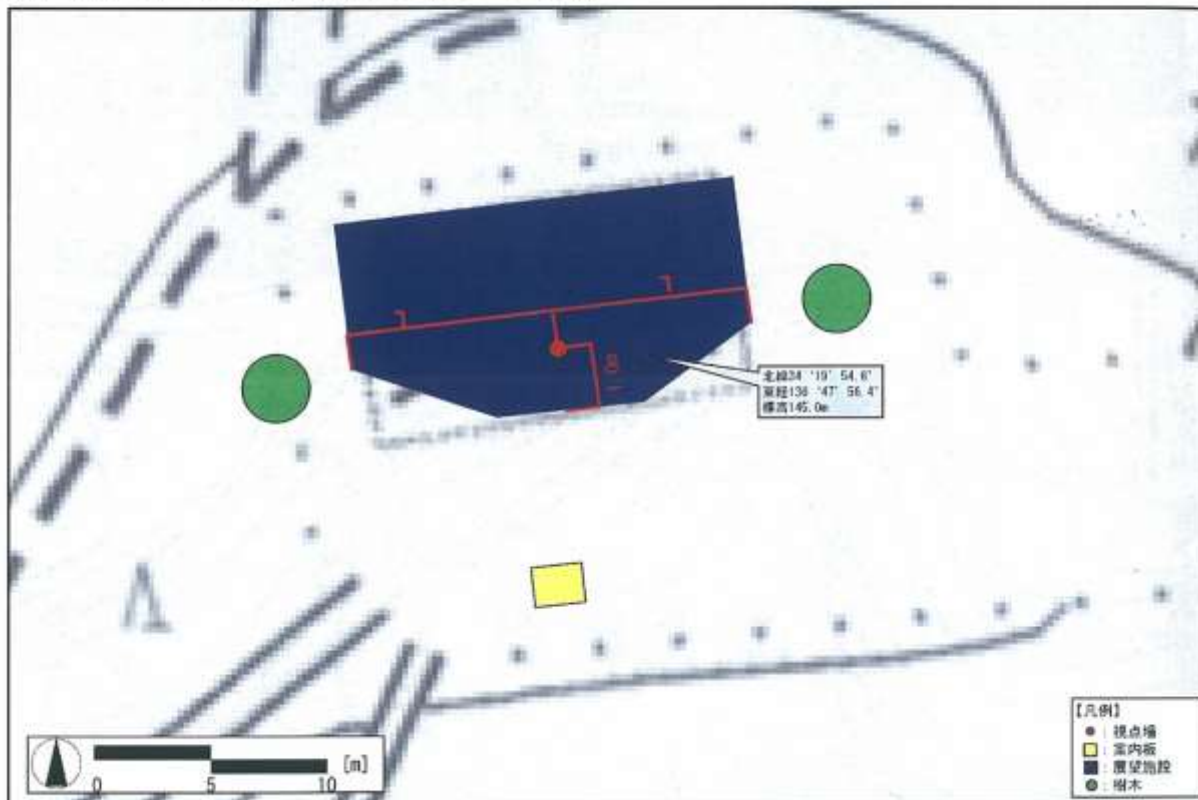
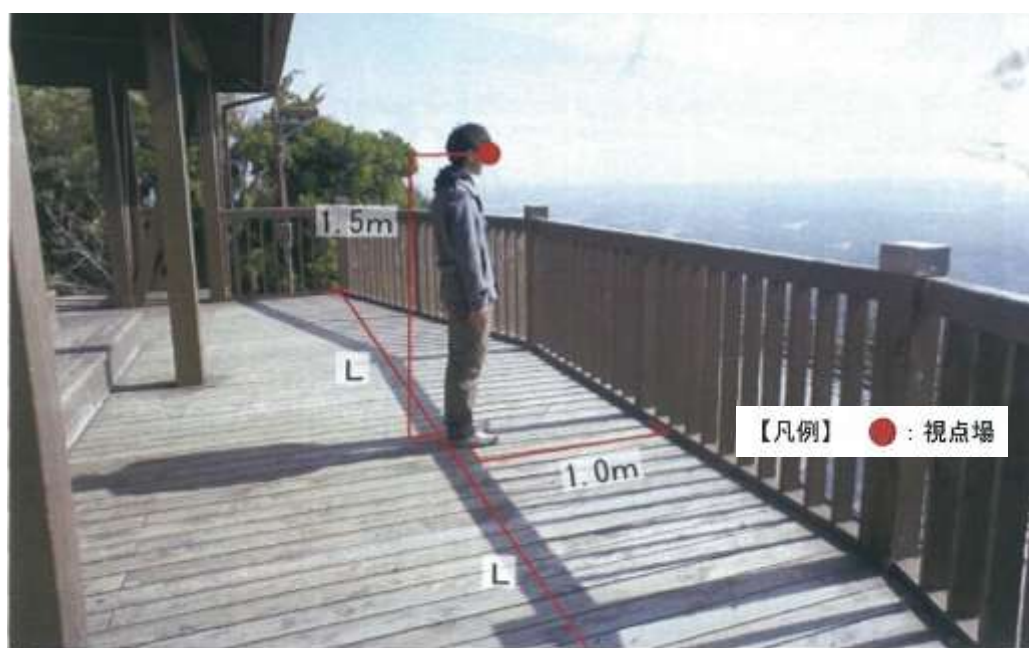


図 7-2-2-38 「横山展望台眺望景観保全地区」における視点場の位置（ゼンリン住宅地図 1/1500 を基に作成）



視点場（横山展望台）の位置

図 7-2-2-39 「横山展望台眺望景観保全地区」における視点場の位置



写真 7-2-2-14 展望施設



写真 7-2-2-15 案内板

ii) 近景保全区域及び眺望景観保全基準の設定 (STEP 2)

「STEP1 視対象・視点場の詳細設定」で設定した視点場と基準点を通る線に挟まれた範囲で、視点場から半径 500m 以内の範囲を近景保全区域とする。

近景保全区域においては、優れた眺望景観を阻害しないよう高さ、形態、色彩等についての基準を定める。

iii) 中景保全区域及び眺望景観保全基準の設定

視点場と基準点を通る線に挟まれた範囲で、視点場から半径 500m～3300m の範囲を中景保全区域とする。

中景保全区域においては、優れた眺望景観を阻害しないよう高さ、色彩等についての基準を定める。

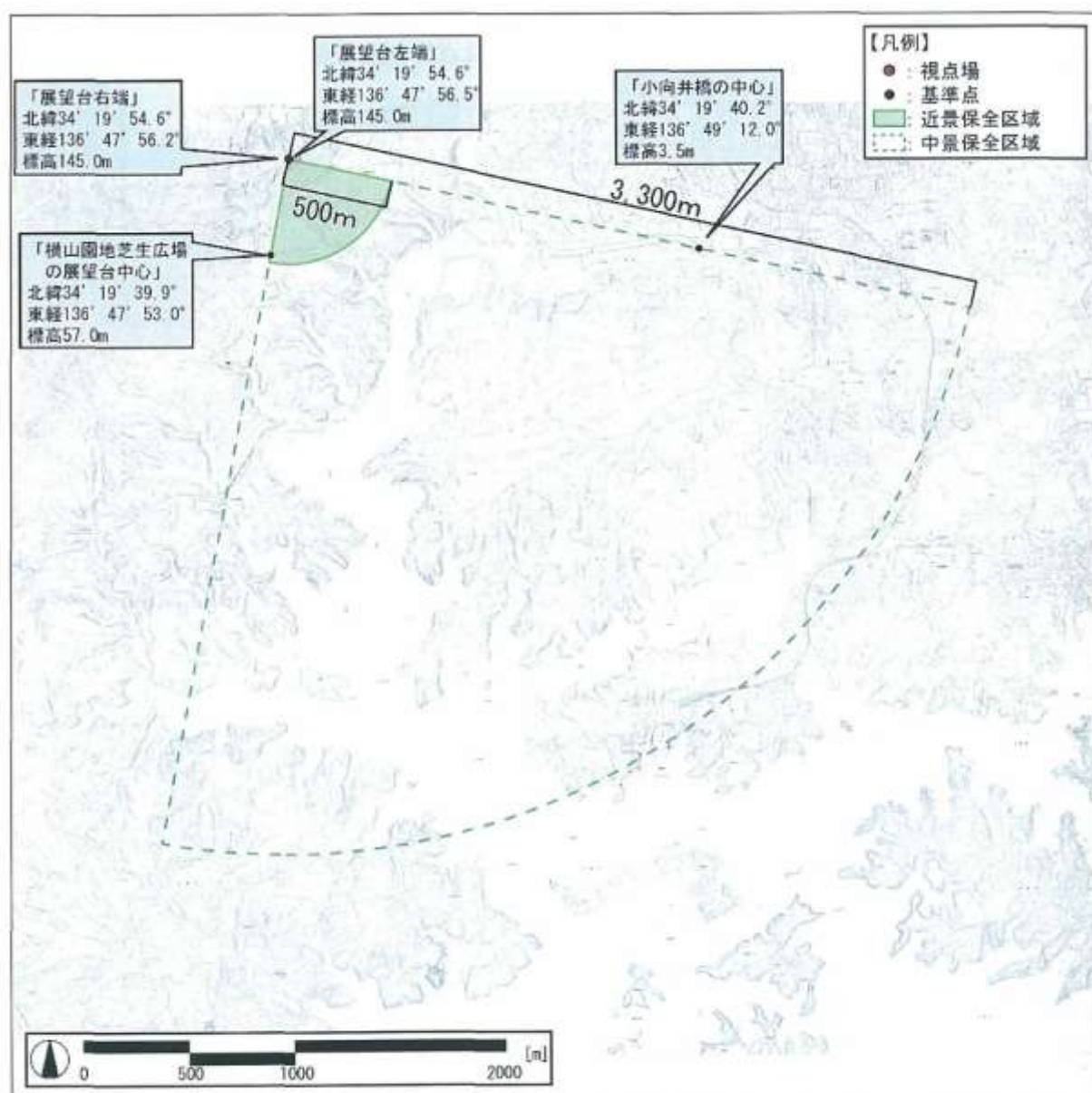
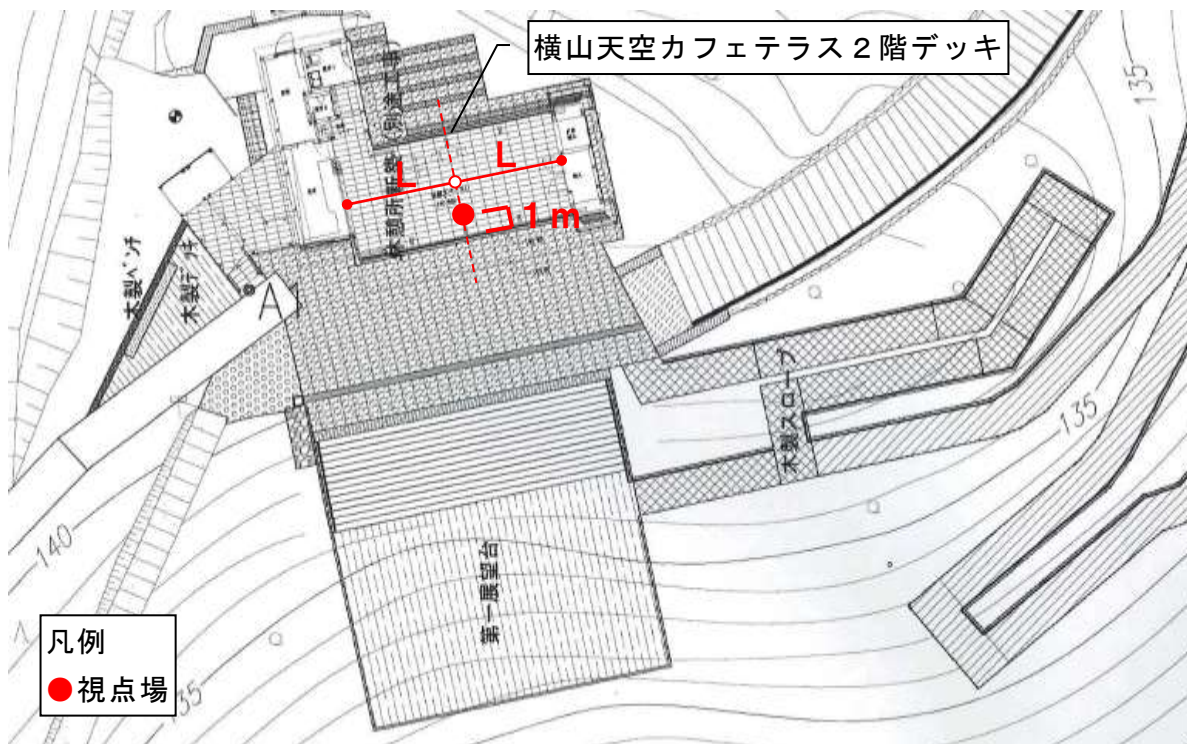


図 7-2-2-40 「横山展望台眺望景観保全地区」における眺望景観区域
(都市計画基本図(白地図) 1/2500 を基に作成)

③新たな視点場の詳細設定

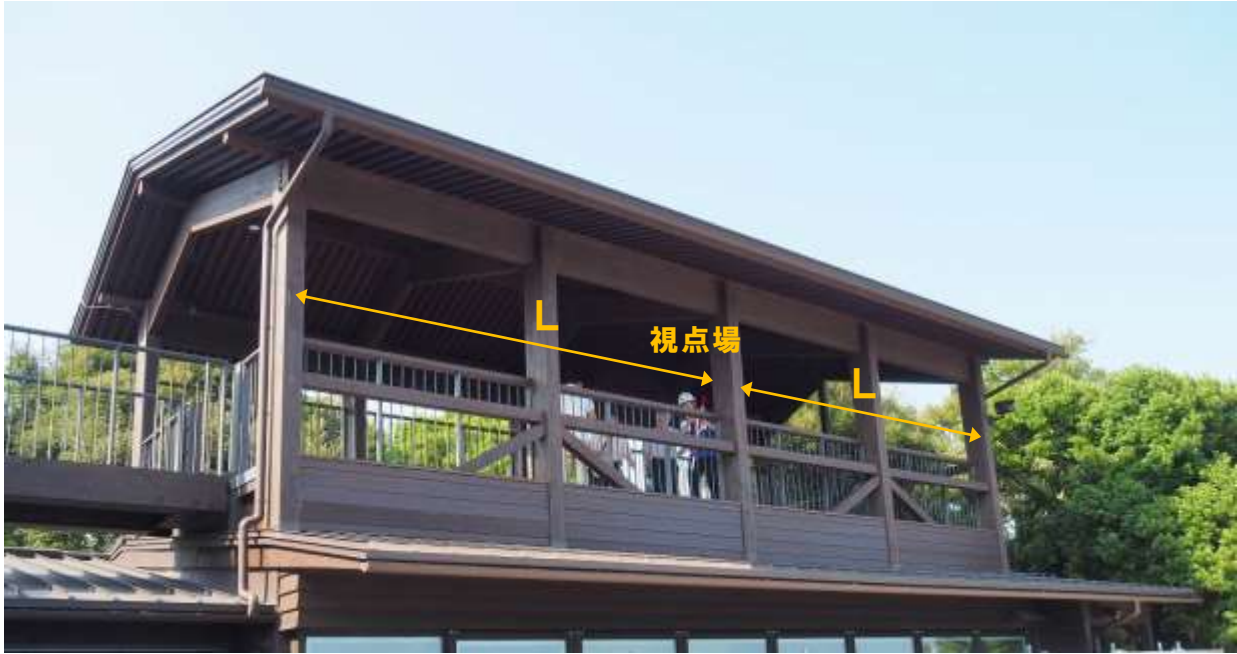
横山展望台については、伊勢志摩国立公園のナショナルパーク化に伴い「横山天空カフェテラス」が整備されたため、視点場の変更が必要となった。このため、横山天空カフェテラス2階のデッキに次のとおり新たな視点場の設定を行いました。



【横山天空カフェテラス2階デッキ・視点場】



【横山天空カフェテラス 2階デッキ・視点場】



【横山天空カフェテラス 2階デッキ・視点場からの眺望】



志摩市景観計画策定委員会 設置要綱

(設置)

第1条 景観法(平成16年法律第110号)第8条の規定に基づく景観計画(以下「景観計画」という。)を策定するため、志摩市景観計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 景観計画の策定に関すること。
- (2) その他景観計画に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市の区域内の公共的団体等の推薦を得た者
- (3) 市民からの一般公募者
- (4) 県及び市の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、景観計画の策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、学識経験を有する者につき委嘱された委員のうちから、委員の互選によってこれを定める。
- 3 副委員長は、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が特に支障があると認めたときは、この限りでない。

(会議の傍聴)

第8条 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 傍聴人は、傍聴席に着席すること。
 - (2) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン等を着用し、又は張り紙、旗若しくは垂れ幕の類を掲げる等、示威的な行為をしないこと。
 - (4) 会場において、飲酒又は喫煙をしないこと。また、酒気を帯びた者の入場は認めない。
 - (5) 会場において、委員長の許可無く撮影、録音等を行わないこと。
 - (6) その他会場の秩序を乱し、会議の公正、円滑な運営に支障となる行為をしないこと。
- 2 傍聴人が前項各号の規定に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、平成22年6月1日から施行する。
- 2 この告示は、景観計画の策定が完了した日にその効力を失う。

附 則(平成22年10月18日告示第139号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年2月1日告示第10号)

この告示は、公布の日から施行する。

志摩市景観計画策定委員会名簿

(順不同、敬称略)

種 類	名 前	備 考
学識経験を有する者 (委員長)	浅野 聡	三重大学大学院工学研究科准教授
学識経験を有する者	仲埜 公平	環境省中部地方環境事務所志摩自然保護官事務所 自然保護官(H22年度)
学識経験を有する者	藤田 和也	環境省中部地方環境事務所志摩自然保護官事務所 自然保護官(H23、24年度)
学識経験を有する者	中村 政文	(社)三重県建築士事務所協会志摩支部
学識経験を有する者	田邊 学	(株)カラープランニングセンター
公共的団体等の推薦	田口 良房	鳥羽志摩農業協同組合(H22、23年度)
公共的団体等の推薦	東山 巖	鳥羽志摩農業協同組合(H23、24年度)
公共的団体等の推薦	福田 英紀	三重外湾漁業協同組合
公共的団体等の推薦	東 進也	鳥羽磯部漁業協同組合
公共的団体等の推薦	木村 圭仁朗	志摩市観光協会 会長
公共的団体等の推薦	北井 美智子	志摩市女性の会 会長
公共的団体等の推薦	出口 勝美	志摩市商工会 副会長
公共的団体等の推薦	柴原 孝芳	志摩市文化協会
公共的団体等の推薦	山崎 勝也	志摩市自治会連合会 会長
公共的団体等の推薦	林 州啓	志摩市都市計画審議会 会長
公共的団体等の推薦	西井 宰楠	志摩市農業委員会 会長(H22、23年度)
公共的団体等の推薦	東山 嘉延	志摩市農業委員会 会長(H23、24年度)
市民	堀尾 佐智代	公募
市民	井田 一久	公募
県及び市の職員	森川 成	三重県 県土整備部景観まちづくり室 副室長 (H22、23年度)
県及び市の職員	鈴木 修	三重県 県土整備部景観まちづくり課 課長 (H24年度)
県及び市の職員	押越 隆広	三重県 志摩建設事務所建築開発課長
市長が必要と認める者	仲川 憲文	阿児町国府地区
市長が必要と認める者	中 安司	磯部町上之郷地区 区長

※備考欄の()書き内の年度は、志摩市景観計画策定委員として委嘱を受けた年度を示します。

志摩市景観計画策定委員会 経過

委員会	開催日時	審 議 事 項
第1回	平成22年11月1日(月)	1. 志摩市景観計画策定委員会の設立 2. 志摩市景観計画について ①景観法の概要 ②志摩市景観計画策定の進め方 ③市民景観アンケートの考え方 3. 意見交換（ワークショップ形式）
第2回	平成23年2月15日(火)	1. 志摩市景観計画策定にかかる市民会議について 2. 志摩市景観計画に関する調査資料について 3. 志摩市の景観づくりについて意見交換（ワークショップ形式）
第3回	平成23年5月11日(水)	1. 第2回志摩市景観計画策定委員会結果及び第1回志摩市景観計画策定市民会議結果について 2. 良好な景観の形成に向けた課題について 3. 志摩市における景観形成の方向について 4. 意見交換（ワークショップ形式）
第4回	平成23年10月5日(水)	1. 第3回志摩市景観計画策定委員会結果について 2. 志摩市における景観形成の枠組みについて 3. 志摩市景観計画について ①景観計画区域 ②良好な景観の形成に関する方針（骨子） ③良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（届出対象行為と規模） 4. （仮称）景観まちづくり資源ファイルについて 5. 意見交換（ワークショップ形式）
第5回	平成23年12月21日(水)	1. 第4回志摩市景観計画策定委員会結果について 2. 志摩市における景観形成の枠組みについて 3. 志摩市景観計画について ①景観計画区域 ②良好な景観の形成に関する方針 ③良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（届出対象行為と規模、景観形成基準） 4. 意見交換（ワークショップ形式）
第6回	平成24年2月29日(水)	1. 第5回志摩市景観計画策定委員会結果について 2. 志摩市景観計画について ①景観計画区域 ②良好な景観の形成に関する方針 ③良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（届出対象行為と規模、景観形成基準） ④その他（関連事項） 3. 意見交換（ワークショップ形式）

委員会	開催日時	審 議 事 項
第7回	平成24年5月29日(火)	1. 第6回志摩市景観計画策定委員会結果と対応方針について 2. 志摩市景観計画（原案）について ①景観計画区域の変更点 ②良好な景観の形成に関する方針の変更点 ③良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（景観形成基準）の変更点 3. その他（関連事項）の変更点 4. 意見交換（ワークショップ形式）
第8回	平成24年9月26日(水)	1. 第7回志摩市景観計画策定委員会での主な意見と対応方針 2. 志摩市景観計画（素案） 3. 志摩市景観計画・重点候補地区（国府地区）調査結果 4. 景観まちづくり資源ファイル（原案） 5. 意見交換
第9回	平成24年12月19日(水)	1. パブリックコメント結果と対応方針 2. 第8回志摩市景観計画策定委員会での主な意見と対応方針 3. 志摩市景観計画（素案） 4. 意見交換

平成 31 年 4 月計画改訂に係る志摩市景観審議会 経過

審議会	開催日時	計画改訂に関する審議事項
第4回	平成29年5月12日(金)	横山展望台眺望保全地区の視点場の変更について（※横山展望台の改修に関する概要など）
第5回	平成30年3月8日(木)	志摩市景観計画の主な改訂内容について
第6回	平成30年7月19日(木)	- 志摩市景観計画の主な改訂内容について - 横山展望台眺望保全地区の視点場の決定について（※現地視察による）
第7回	平成30年10月30日(火)	- 志摩市景観計画の改訂（案）について - 太陽光発電・風力発電の設置に関する景観形成基準（案）について
第8回	平成31年3月1日(金)	志摩市景観計画改訂（案）の最終決定

令和7年4月改訂にかかる志摩市景観計画審議会名簿

(順不同、敬称略)

種 類	名 前	備 考
学識経験を有する者 (会長)	浅野 聡	國學院大學観光まちづくり学部 教授
学識経験を有する者 (副会長)	林 州啓	三重県建築士会 志摩支部
学識経験を有する者	河本 晃利	環境省中部地方環境事務所 伊勢志摩国立公園管理 事務所(R5年度)
学識経験を有する者	柘植 規江	環境省中部地方環境事務所 伊勢志摩国立公園管理 事務所(R6年度)
学識経験を有する者	田邊 学	(株)カラープランニングセンター
学識経験を有する者	鈴木 洋子	(公財)三重県建設技術センター
その他市長が必要と認 める者	出口 勝美	志摩市商工会
その他市長が必要と認 める者	森 安千代	志摩市自治会連合会(R5年度)
その他市長が必要と認 める者	溝口 幸夫	志摩市自治会連合会(R5、6年度)
市民	井上 摩紀	一般公募
市民	山際 峰生	一般公募

令和7年4月計画改訂に係る志摩市景観審議会 経過

審議会	開 催 日 時	計 画 改 訂 に 関 す る 審 議 事 項
第13回	令和5年6月30日(金)	・ 国立公園管理計画の改定について
第14回	令和6年2月6日(火)	・ 志摩市景観計画の一部改訂内容について
第15回	令和6年5月23日(木)	・ 志摩市景観計画の改訂(案)について
第16回	令和6年7月10日(水)	・ 志摩市景観計画の改訂(案)書面決議
第17回	令和7年1月24日(金)	・ 志摩市景観計画改訂(案)の最終決定

用語解説

あいうえお

◆アクセント色

基本となる色に対して強調する色のことで、壁面の一部や形状を効果的に強調し、個性や彩りを印象づける際に使用する色のこと。

◆一般地区

景観計画区域のうち、重点地区を除く市域全域を一般地区という。

◆SDGs

SDGs（エス・ディ・ジーズ）とは、平成27年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）」に記載された、国際的な取組目標である「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略です。

持続可能な世界を創出するために、2030年までに全ての国や地域で取り組むべき17の目標とそれを達成するための169の具体的な取組内容、取組の成果を計るための232の指標で構成されています。

◆屋外広告物

屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの（屋外広告物法第2条第1項）」をいう。

かきくけこ

◆外構

建築物の外まわりの構造物等のことで、門や塀、生垣、車庫、植栽などのことをいう。

◆開発行為

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のことをいう（都市計画法第4条第12項）。

◆景観計画区域

景観計画の運用対象となる区域のこと。本市の景観計画区域は、市域全域としている。

◆景観構造

都市の景観を形成している骨格となるもので、山地・丘陵地や河川・海岸などの地形、まとまりのある農地や市街地、集落などの土地利用、幹線道路や鉄道などの構造物などをいう。

◆景観重要公共施設

景観法第8条に規定された制度で、道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等の公共施設のうち、良好な景観の形成が特に必要なもの。必要に応じて、当該公共施設管理者との協議・同意に基づき景観重要公共施設として位置づけ、整備の方針や占用許可の基準を定めるもの。

◆景観重要建造物

景観法第19条に規定された制度で、地域の景観を特徴づける重要な建造物について、景観計画に定められた指定の方針に基づき所有者の合意を得て、景観行政団体の長が指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図る建造物。

◆景観重要樹木

景観法第28条に規定された制度で、地域の景観を特徴づける重要な樹木について、景観計画に定められた指定の方針に基づき所有者の合意を得て、景観行政団体の長が指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図る樹木。

◆景観法

平成16年に制定された日本で初めての景観に関する総合的な法律。この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として定められたもの。

◆形態意匠

建築物や工作物の形状、色彩、使用材料などのこと。

さしすせそ

◆彩度

色彩は、捉え方の個人差を超え客観的な判断ができるよう、日本工業規格において物体色の表示方法の標準（JIS Z8721）として指定されている3つの属性（色相、明度、彩度）に基づくマンセル表色系を用いて表す。

彩度は、色の鮮やかさを数字で示すもので、数値が大きくなるに従って鮮やかさが増し、数値が低いほうが穏やかな色調となる。

無彩色の彩度は0であり、色味を増していくにしたがって数値も大きくなる。

◆里海

人々の暮らしや伝統文化と深く関わり、人と自然が共生する沿岸海域のこと。

本計画では、英虞湾や的矢湾、太平洋沿岸海域のことをいう。

◆里山

人々の生活に関係の深い山や農地、用水路、ため池、集落などが一体となって形成されてきた環境全体のこと。

本計画では、主に人々の生活に関係の深い山のことをいう。

◆色彩

色彩は、捉え方の個人差を超え客観的な判断ができるよう、日本工業規格において物体色の表示方法の標準（JIS Z8721）として指定されている3つの属性（色相、明度、彩度）に基づくマンセル表色系を用いて表す。

◆色相

色彩は、捉え方の個人差を超え客観的な判断ができるよう、日本工業規格において物体色の表示方法の標準（JIS Z8721）として指定されている3つの属性（色相、明度、彩度）に基づくマンセル表色系を用いて表す。

色相は、色合いを色名の頭文字をとったアルファベット記号と数字の組み合わせによって色の種類を示すもので、赤（R）、黄（Y）、緑（G）、青（B）、紫（P）とその中間色として黄赤（YR）、黄緑（GY）、青緑（BG）、青紫（PB）、赤紫（RP）の合計10色を基本としている。

◆社寺林

寺院や神社を囲むように形成されている森林のこと。

◆視対象

眺望保全地区において、美しい眺めを楽しむ対象のことをいう。

横山展望台眺望保全地区や桐垣展望台眺望保全地区における視対象は、英虞湾へのパノラマ景観である。

◆視点場

眺望保全地区において、美しい眺めを楽しむための特定の場所のことをいう。

◆修景

造園上の用語で庭園美化などを意味するが、景観では建築物や公共施設の形態意匠を周辺のまちなみに調和させることをいう。

◆重点地区

住民主体によるまちづくりが検討されている地区、歴史的まちなみや賑わいのある景観が形成されているなど、景観計画区域のうち、良好な景観の形成が特に必要な地区で、今後、地域住民の合意を得て位置づける地区のこと。

◆重要伝統的建造物群保存地区

城下町、宿場町、門前町など各地に残る歴史的な集落やまちなみの保存を図るため、市町村が条例等により定める「伝統的建造物群保存地区」のうち、文化財保護法第144条の規定に基づき、特に価値が高いものとして国（文部科学大臣）が選定した地区のこと。

◆樹林地

当該土地の大部分に、樹木やその他の植物が密集して生育している土地のこと。

◆常設テント

布あるいはシート等の覆いと支柱を組み立てたもので、居住空間を有するものであ

り、一定の土地に継続的に設置したもの。

◆植生

ある場所に生育している、まとまりのある植物のことをいう。

◆親水空間

人が水に親しみを感じることのできる空間のことで、河川や海岸の水際などで、人々が集い安らぐことができるよう整備された場所のこと。

◆親水性

水辺に対する親しみやすさのこと。

◆シンボルツリー

地域の景観を特徴づけるような、巨木や住民に親しまれている樹木、或いは住宅の外構に植える、大きな樹木のこと。

◆占用許可

道路や河川などの公共施設上や上空などにおいて、工作物等を設置し、継続的に使用することに関して、当該公共施設の管理者が工作物等設置者に対し許可をすること。

◆占用物

道路等は、上下水道管、ガス管などの公共施設や、電柱・電線、公衆電話所などや露店などの設置のために利用される場合がある。

このように、道路等に設置するもので、道路法などに設置の許可が定められているもののこと。

たちつてと

◆暖色

赤（R）、黄色（Y）、黄赤色（YR）など、暖かい印象を与える色相の色彩こと。

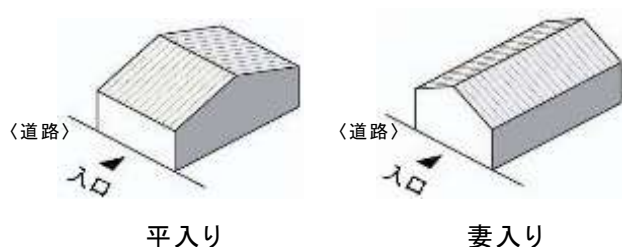
◆眺望保全地区

美しい眺望景観が望める区域において、視点場と視対象を結ぶ範囲の区域を眺望保全地区という。

◆妻入り

道路沿いの建物などにおいて、道路に対する出入口の位置と建物の屋根形状との関係を表す言葉で、大きく「平入り」と「妻入り」に分類できる。

図に示すと次のとおり（出展：三重県景観計画）。



◆道路附属施設

道路管理者が道路上の交通を安全・円滑に保つために設置する施設のこと、ガードレール、ガードパイプ、カーブミラー、道路照明、道路標識、植樹帯などがある。

◆都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として定められた法律のこと。

◆特定届出対象行為

景観法第17条第1項に基づき、届出対象行為のうち、形態意匠に関する制限に適合しない場合、変更その他必要な措置をとることを命じることのできる行為のこと。

なにぬねの

◆ネットワーク

網の目のように、道路や歩道などの経路と、公園や緑地、河川、その他の水辺などがつながりを持っている様子をいう。

本計画では、にぎわいや観光地がつながりを持つ状態を「にぎわいネットワーク」「観光ネットワーク」などとしても使っている。

はひふへほ

◆文化財保護法

文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的として定められた法律のこと。

◆文化的景観

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないものをいう（文化財保護法第2条第1項第5号）。

まみむめも

◆マンセル記号

色彩は、捉え方の個人差を超え客観的な判断ができるよう、日本工業規格において物体色の表示方法の標準（JIS Z8721）として指定されている3つの属性（色相、明度、彩度）に基づき表記する記号のこと。

これら3つの属性の尺度を、色相、明度、彩度の順に並べ示したもの。

◆マンセル表色系

色彩を色の3属性（色相、明度、彩度）の組み合わせにより、数値的に表すためのしくみのこと。

◆見付面積

建築物の壁面の、各面から見える鉛直投影面積のこと。

もの。板の取付角度によって、風・雨・光・人の目線などを遮断したり透過したりすることができる。

◆無彩色

白や黒、灰など色相をもたないもの。明度のみで色を示すことになるため「N9」などのように最初にニュートラルの意味を示す「N」をつけて表記する。

◆明度

色彩は、捉え方の個人差を超え客観的な判断ができるよう、日本工業規格において物体色の表示方法の標準（JIS Z8721）として指定されている3つの属性（色相、明度、彩度）に基づくマンセル表色系を用いて表す。

明度は明るさを数字で示し、数値が大きい方が明るい色となる。理論上の完全吸収の黒を0、完全反射の白を10で示し、その間を10分割して明るさを段階的に示す

やゆよ

◆擁壁

山の斜面を切り崩したり、土を盛ったりする際に形成される斜面の土が崩れるのを防ぐために設けられる壁のような構造物のこと。

らりるれろ

◆ランドマーク

地域の景観を特徴づけるような目印や象徴的な地形、橋、塔、建造物、樹木などのこと。

◆稜線

谷と谷に挟まれた山地の一番高い部分の連なりのこと。尾根、山稜とも言う。

◆ルーバー

細長い板を、隙間をあけて平行に組んだ

志摩市景観計画

平成 25 年 4 月 1 日公表

平成 25 年 10 月 1 日発行

平成 31 年 4 月 1 日改訂

令和 7 年 4 月 1 日改訂

発行：志摩市 建設部 都市計画課

住所：志摩市阿児町鵜方 3098 番地 22

TEL：0599-44-0305

FAX：0599-44-5262

E-mail：toshikeikaku@city.shima.lg.jp



SDGs未来都市 三重県志摩市
SDGs Future City, SHIMA

志摩市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。